

と地域関連」(第4章)がとりあげられている。まず第3章の問題は、1950年代を「ドル危機」以後である1960年代との比較において、この20年間にアメリカの対外投資にどのような地域的構造の変化が生じたかを明らかにする、という点に設定される。アメリカの経済成長の制約要因が、国際収支上の配慮からする利子政策と成長政策との矛盾に求められ、その対外投資行動は国内経済活動の停滞とそこからの脱却過程を通じて、生産力の分散化傾向を強めていったのであるが、このようなアメリカの対外投資の変動が世界市場での外国資本形成の性格の分析——現地における資本蓄積の構造にどのようなインパクトを与えるものであるかという問題の分析——に有効であるという訳である。ここでの分析の結果、アメリカの対外投資活動にみられる特徴はいくつかの「基準」ないし「準則」として要約される。「地域間(および産業間)代替における近代化基準」、対外製造工業直接投資にみられる「格差的近代化基準」、「先進国向投資における安定基準」などがそれである。後半第2節の「国際流動性供給のフロー構造」はむしろ次の第4章に含まれるべきものであり、多少それと重複した箇所もみられるようである。

第4章では、第3章第2節で行われたアメリカによる国際的流動性のフローの供給構造がもつバイアスの形成と変遷についての分析を基礎に、アメリカからのこのようなフローの供給に対し、非米諸地域の側からのフローがどのような構造をもち、それと交錯しているかを明らかにし、この絡み合いとその構造が「ドル危機」の前後でどのように変貌したかを分析するのが目的である。ここでの分析は前章同様きわめて多面的で、簡単に要約することは不可能であり、したがって細い指摘の検討は省略する他はないが、第Ⅱ部全体を通読して感ずることは、これらの諸章で検証されたさまざまな「基準」、「準則」、「構造」が統計に表われた変化の単なる数量的な考察を超えて、著者のいわれる「内部的な再生産構造を重視する立場」からの裏付けが行われているようには思われなかった。

以上、各章について「はしがき」での著者の意図をひき合いに出しつつかなり超越的な批判をしてきたが、これは単なる「あげ足とり」ではない。冒頭に述べたように、著者の意図をいかすためには、どうしても一応再生産構造に関する理論的フレームの構築がなされるべきで、そうした理論モデルに最も適した分析手法ないし計量モデルの利用が工夫されるのであれば、従来の分析を超えることはできないのではなかろうか。もちろん、この

ことはいうのは易しいが実際にそれを行うのがどんなに困難かということは十分承知しているのであるが、評者自身理論の分野で寡占経済論の構築について模索していることもあって、実証分析からの理論へのフィード・バックに期待をかけているので、つい過度の要求をしてみたくなるのである。したがって、この批評が本書の成果について過少評価の印象を与えたとしたら、評者の意図に反する。こうした着実な分析の積み重ねによってのみ、前述のような目的も可能となるのであって、そうした道程への1里塚として本書の意義は大きいということを念のため付言しておきたい。

【山 田 克 巳】

飯 田 裕 康

『信用論と擬制資本』

有斐閣 1971.9 340 ページ

本書は、多年にわたって、独立論文の形で積み重ねられた著者の研究成果を一本の中に体系化したもので、マルクス経済学の中でも、とりわけ難解な問題領域とされている、株式=擬制資本の問題を真正面から取上げ、積極的に、体系的解明を試みた意欲的な労作と言ってよい。

著者の根本的問題視角は、一言にして言えば、擬制資本を「独自の信用形態」として、信用理論の体系に組み入れることである。しかし、著者のより根本的な問題意識は、この主題の解決を通して、「信用論の体系はいかに構成されるか」という根本問題に対する著者の考え方を提示することにあると思われる。

まず、本書の編別構成を示しておけば、全体が以下の11章から構成されている。

第1章 信用論展開の前提—経済学批判体系と「資本一般」の展開、第2章 信用論の展開過程—マルクス「経済学批判体系」における展開を中心に—、第3章 信用制度展開の論理構造—信用論体系理解の予備的考察—、第4章 「擬制資本」論の根本問題、第5章 信用論における証券市場、第6章 信用論における「株式会社」—信用制度と株式会社—、第7章 株式会社論の問題点(一)、第8章 株式会社論の問題点(二)—ヒルファディングにおける信用制度と株式会社—、第9章 擬制資本信用形態の展開—独占的資本集中の信用形態、第10章 信用と再生産過程(一)、第11章 信用と再生産過程(二)—信用と恐慌との連繋—。

対象自体の難解さに加えて、著者の論理展開も又、極

めて難解で、筆者の誤解の恐れなしとはいえない。以下、主題の展開に捧げられている3—8章を中心に、著者の論理展開の基本的文脈を、極めて大雑把ではあるが、抽出してみよう。著者は、まず資本制信用制度を基本的には、産業資本の再生産過程に不可避免的に伴う遊休貨幣資本の、従って又貨幣一般の節約と集中、配分の社会的機構としてとらえる。従って、商業信用、銀行信用という基本的「信用形態」の展開も、産業資本の再生産＝蓄積過程から生ずる貨幣資本の節約と集中、配分の要求への信用制度の側面からの対応の過程として規定される。ただ、著者の場合、この「信用形態」の展開自体は、産業資本の再生産＝蓄積過程に基本的に規制されながらも、「信用形態」の内的論理そのものによって進められるという説き方がなされている。

ところで、この信用制度の産業資本の再生産＝蓄積過程の要求に対する対応は、著者によれば、遊休貨幣資本の節約、集中、配分という形で直接に行なわれる訳ではなく、「利子生み資本の運動」を媒介にした対応であるという点が決定的に重要なのである。その意味で正に「信用の諸形態」は「利子生み資本の運動諸形態」なのである。

そこで、商業信用から銀行信用への「信用形態」の展開は、とりも直さず、前者においては、萌芽的に産業資本の運動と未分化の形で潜んでいる、貸付可能な形態での貨幣資本の自立化、従って又利子生み資本の運動の自立化、現実化の過程に他ならない。

利子生み資本の運動の形態としての銀行信用展開の第一局面において、手形の「利子生み証券化」、信用創造による自己宛て債務の貸付資本化という事態を基礎に、貸付可能資本としての貨幣資本の展開の場が「貨幣市場」として形成され、現実資本側からの貨幣資本需要への信用の対応が機構的に確立される。銀行信用が「貨幣市場」を通して、「資本節約の社会的機構」としての機能を果たす中で、銀行信用は、その形態自身の持つ短期信用的性格と、産業資本の競争的蓄積→有機的構成高度化→固定資本比重の増大から生ずる長期信用的性格を持つ大量の貨幣資本需要への対応との矛盾に直面する。他方、銀行信用を通して、利子生み資本運動が展開する過程で、この運動の場には産業資本の遊休貨幣資本を中核としつつも、それにとどまらず、更に社会の内部に分散した多様な貨幣も又、利子生み資本への転化を求めて入り込んでくる。そこで、利子生み資本としての、貨幣資本の独自の循環の確実性を保証しつつ、他方産業資本の長期信用的貨幣資本需要にこたえる「信用形態」が要請

される。ここに、手形とは区別される「利子生み証券」の運動を媒介とする「独自の信用形態」としての擬制資本が成立することになる。これが「信用形態」たる所以は、そこにおいて「貸付資本」が「貸出される」ということにあるが、しかし又、それが銀行信用と区別される決定的な点は、証券という特殊な「商品」の売買を媒介とする「貸出し形態」であるという点である。そこで、この擬制資本が、新たな「信用形態」として、産業資本の要請に応じうるためには利子生み資本としての独自の運動の場が用意されていなければならない。証券市場が正にこれである。この証券市場の成立は、貸付資本の「貸出」と返済、回流を、証券の売買を通して保証する機構の成立に他ならない。しかして、この証券市場の成立と共に、利子生み資本の運動の場、従って「信用形態」展開の場は、「金融市場」という新たな規定を受取ることになる。

株式会社は、利子生み資本の独自の運動の場としての「金融市場」の展開によって、初めてその「資本調達」を機構的に保証されることになる訳である。

著者の株式会社把握の特徴は、『資本論』第1部(蓄積論)において「株式会社の基本規定が与えられる」(傍点引用者)という表現からも明らかなように、いわゆる「資本蓄積の一般的法則」の展開として、株式会社が論理必然的に設定されうるというとらえ方にある。従って、競争、信用の二つの契機が、資本蓄積→資本集中を介して、株式会社と内的論理的に結び付くというのが著者の論理の基本文脈である。「株式会社の形態での資本の結合」は、信用を媒介とする諸資本の競争、従って資本の集積、集中の「一経過」として、形成されるということである。著者によれば、株式会社論は、あくまで、信用理論、従って利子生み資本論と資本蓄積論との統一的連繫の下で展開されねばならない。

蓄積論の側面からは、産業資本の競争的蓄積の展開過程への対応という信用制度の基本的枠組みが設定され、他方信用制度の側面からは、この対応形態としての「信用諸形態」＝「利子生み資本の運動諸形態」の展開、その場としての「金融市場」の構成が説かれるという形で両側面の統一がはかられている。結局、この両側面の統一を体现する基礎範疇が、「擬制資本信用」という範疇である。この範疇は「株式会社制度が、資本蓄積過程にともなう、企業形態＝資本結合形態として一般化するさいの信用機構からの対応」を象徴する。「擬制資本なる範疇の措定およびそれを独自の資本運動として実現する独自の信用形態の展開のうちに、信用論と株式会社論

との論理的連繋の基本的契機がある」。かくて、「独自の信用形態」としての「擬制資本信用」の論理が、本書の全展開を貫くことになる。

最後に、一、二の疑問を提示して、著者の教示を仰ぎたいと思う。まず第一に、極めて素朴な疑問を端的に提出してみたい。筆者の理解では、著者の株式＝擬制資本論は、マルクスの「競争、信用、株式会社」というプラン・シェーマを羅針盤とし、『資本論』第1巻、第7篇（蓄積論）を起点とし、主として、3巻5篇27章の「資本制生産における信用の役割」を媒介にして構成されている訳であるが、氏の対象とされる株式会社は、資本蓄積が行なわれる限り、抽象的には常にそれに伴うとされる株式会社なのか、それとも、資本制生産の画段階的發展の基本的契機、従って又、蓄積構造の変容という共通基盤の上で競争の形態変化と結びつくような株式会社—氏の表現をかりれば、マルクスが『資本論』で表象に浮べた例外企業におけるそれではなく、「一般的産業企業」におけるそれ—なのであるか？ 氏はこの問題を、「資本蓄積がこうした資本結合様式を必然化するという」とは『資本制蓄積の一般法則』のうちに明示されている」さりげなく片付けてしまわれる。更に又、氏は株式会社の「資本調達」の問題にふれて、これが「独占段階に固有のものという歴史的性質をともなう概念」であるとされながら、この「概念」は「企業金融」概念と結びつき、しかもこの「企業金融」概念は「産業的企業が個別資本的見地から外部の貨幣資本を生産資本に結合するという事態にかかわる」が故に、「産業的企業の再生産条件の一つとして、この過程は産業資本運動に本来的なものとなる」ということを根拠に「信用論の一環として基礎的展開を与えうる」と言われるのである。株式＝擬制資本、株式会社制度の本質構造の「経済学的に」解明は段階規定の一般理論化という視点を抜きにして可能なのであろうか？ 氏の理論構成においては、結局、株式会社論も、競争の形態変化論＝独占論もすべて「資本蓄積の一般法則」論の単なる系論となってしまうのだろうか？ 別言すれば、段階現象の理論規定も『資本論』拡張版にすべて組み入れられることになりはしないだろうか？ 仮に氏の現論展開の羅針盤、「競争、信用、株式会社」というシェーマを採るとしても、段階規定の視点からすれば、競争の形態変化、蓄積構造の変化、信用構造の変化、株式会社という連関になるのではないか？ こうなると、ことは信用理論の構成方法の次元を越えて、資本制生産の発展の画段階的現象—株式会社、独占の支配—を理論的に解明する方法如何という問題にまで及ぶのではなか

らうか？

第2点として、氏はヒルファーディングの批判にかなりの紙幅を費しておられるが、卒直に言ってその批判は内在的なものとして、彼の論理の根幹をつきえていないように思われる。ヒルファーディングの株式＝擬制資本論は、その現行『金融資本論』の編別構成が彼自身の『金融資本論』の本来の主題設定に照らして妥当なものとなっていない為、著者のような批判を受けるのは或意味で当然かもしれぬが、それにしても、氏がもっぱら1篇、2篇の範囲にのみ考察を限定し、彼の「資本動員」論、株式＝擬制資本論の真の構造理解の鍵となるはずの、3篇「金融資本と自由競争の制限」の中で、競争の変容との関連において展開されている「資本動員」論を全く無視されているのはいかがなものであろうか？

そのために氏は、ヒルファーディングが、あたかも、「信用形態」「自体の論理」として「独占」を「説明」しようとしているかの如く批判されているが、「独占」を正に「競争の視点」から、「資本の蓄積の動向にかかわらせて」、競争の形態変化の問題として、説こうとしたのがヒルファーディングではなかったろうか？ 著者がもし3篇のヒルファーディングの展開に眼を転じておられたなら、恐らくこのような批判はなされなかったであろう。「独占」論を「競争の視点」から「資本の蓄積にかかわらせて」説くという方法を明確にせず、独占の問題をとり上げ、独占をもっぱら「貨幣＝信用次元でのみ把握するもの」という氏のヒルファーディング批判は、如何にも自らの「擬制資本信用論」によりかかった超越的批判ではないだろうか？ なるほど、ヒルファーディングは氏の様な見地から、「資本蓄積論」を基軸とした「再生産論」を踏まえての理論展開を行なっていないが、そこには彼自身の信用論の範囲を越えた、マルクス「理論経済学」に対する彼なりの構想があつてのことである以上、批判は単に彼の擬制資本論の判批にとどまったのでは、その批判は根源的批判たりえまい。同時に彼の理論体系を体系的に批判することは著者自身の信用論を含む「理論経済学」体系全体の積極的展開を要請することになろう。著者の重厚な労作に対する妄評の失礼を御詫びしたい。

【高山満】